令和4年度定期監査結果に基づく措置状況

1 監査実施期間

令和4年8月26日から令和4年11月25日まで

2 措置を講じた部課及び措置通知日

事務局総務課 令和5年1月26日

3 措置を講じた内容

課名	指摘事項	措 置 内 容
総務課	①契約の相手方から、岸和田市財務規則第 121 条に規定する契約保証金の納付があった際に交付する領収書に記載されている会計区分が、「歳入歳出外現金」であるべきところ、「一般会計」と記載されている。また、相手方に交付すべき納入通知書が組合に保管されている。	会計区分を歳入歳出外現金とした 新しい納入通知書の様式を作成した。 また、新様式では納入通知書を領 収書と兼ね相手方に交付することと した。
	②岸和田市財務規則第 92 条 (出納員等の事務引継)をおいと 出納員の事務引継を支入にある。 (出納員の事務引継を支入にある。 (出納員の事務引継を支入にある。 (出納員の事務引継を支入にある。 (出納員の事務引入のでする。 (出)の事務引入のです。 (出)の事務引入のです。 (は)の事務引入のです。 (は)の事務引入のです。 (は)の事務引ともまままます。 (は)の事務引とはないない。 (を)では、引継者がはいる。 (を)では、引継者がによるなによるができる。 (と)では、事務引継者がにないるができる。 (と)のでは、事務引継者がにないるができる。 (と)のでは、事務引継者がにないるができる。 (と)のでは、事務引継者がにないるができる。 (と)のでは、事務引継者がにないるができる。 (と)のでは、事務引継者がにないるができる。 (と)のでは、事務引継者がにないるができる。 (と)のでは、事務引継者がにないるができる。 (と)のでは、事務引継者がにないるができる。 (と)のでは、事務引継者がにないるができる。 (と)のでは、事務引継者がにないるができる。 (と)のでは、事務引継者がにないるができる。 (と)のでは、事務引継者がにないるができる。 (と)のでは、事務引継者がによるができる。 (と)のできる。 (と)のできる。)のでは、事務引継者がによるができる。 (と)のできる。)のできる。 (と)のできる。 (と)のできる。)のできる。 (と)。 (と)のできる。 (と)。 (と)のできる。 (と)。 (と)。 (と)。 ()のできる。	左記指摘事項については、出納員の交代の時に引継ぎはしているが、 事務引継書を作成していなかったので、改めて事務引継書を作成した。